

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園イルミネーションパレードカー作製等業務委託	5200724
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年2月17日	
契約金額	9,889,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社タットム (法人番号：4011501007495)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川遊園イルミネーションパレードカー作製等業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社タットム 所在地 東京都荒川区西日暮里二丁目31番5号 根木ビル 代表者 代表取締役 原 伸明
特命理由	<p>本件は、荒川遊園で用いるイルミネーションパレードカーの作製及び維持管理等について行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件のイルミネーションパレードカーについては、既存の園内イルミネーションとの統一性を持たせる必要がある。 また、イルミネーションパレードカーを用いてのパレード実施にあたっては、園内イルミネーションの現在の演出設定を、パレード内容に合わせて設定変更を行う必要がある。 上記業者は、令和4年度における「荒川遊園イルミネーション装飾業務委託」を年間で受託しており、園内イルミネーションの設計・設置・管理を一体的に実施しているため、上記業者であれば、本件業務を円滑かつ確実に実施可能である。 また、本件業務について園内イルミネーションの日常点検や設定作業と同時並行で実施可能であるため、上記業者であれば効率的な業務履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)